

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年9月7日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700072 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700091 号

## 第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成2年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成2年2月28日になっているが、同日に退職したので、当該資格喪失日は同年3月1日が正しい。

厚生年金基金加入員証には、「加入員資格喪失年月日: 2 3. - 1」「加入員資格喪失事由: 自己都合退職」のスタンプが押されているので、調査の上、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成2年3月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の回答により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者がA社を退職した直後に同社から郵送されてきたとして請求者から提出されたC厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員証 (写) には、「加入員資格喪失年月日: 2 3. - 1」「加入員資格喪失事由: 自己都合退職」のスタンプが押されていることが確認できる。

さらに、請求者から提出された平成2年分給与所得の源泉徴収票 (写) に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した請求期間に係る厚生年金保険料を含む平成2年の社会保険料合計額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成2年1月の厚生年金保険の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成2年2月28日から同年3月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である同年2月28日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。